



企業コンプライアンス -
インド >>

インド国内で事業を行う際、連絡事務所やプロジェクトオフィス、支店および支社のいずれにしても、事業者はインド国内の規程に従う必要があります。本稿では日常業務の中で生じるコンプライアンスについて触れます。また各コンプライアンス項目において、当該事項が適応される事業者の種別について示しています。（CO：一般企業、LO：連絡事務所、PO：プロジェクトオフィス、BO：支店）

1 会計 & 給与

1.1 会計

インド国内の全ての事業者はインド会計基準に則った会計記録を残す必要があります。事業者は会計期間を自由に決めることができますが、インド所得税法においては4月1日から翌年3月31日を基準とした会計年度に従って帳簿を締め切る必要があります。

CO LO PO BO

1.2 従業員給与

事業者は所得税法と就業規則に則り雇用契約書を起草する必要があります。コンプライアンスの観点で言えば、事業者は月々で給料を支払い、給与明細を発行し、労働法の下法令遵守が求められます。また、新しく労働法の改正が適用された際には、給与構成を改めて見直さなければなりません。

CO LO PO BO

2 アシュアランス

2.1 法定監査

インド会社法に基づき、事業者はインド勅許会計士によって監査を受けなければなりません。監査済み財務諸表は企業登記局(RoC)、場合によってはインド準備銀行に提出されます。

CO LO PO BO

2.2 税務監査

年間売上高1000万ルピー（約15万米ドル）を超える事業者は、上記に加えて勅許会計士による税務監査を受けなければなりません。中小企業の負担を軽減するため、現金取引が総額の5%未満である場合、税務監査の適用基準は1億ルピーに緩和されます。しかし、年間売上高が1億ルピーを超えた際には監査を受ける必要性があります。

CO PO BO

2.3 内部監査

売上高20億ルピー（約3100万米ドル）以上または10億ルピー（約1500万米ドル）以上の債務を計上した非公開会社は勅許会計士に委託、或いは会社内に内部監査チームを設置し監査を行う必要があります。後者は大企業において一般的な方法となります。

CO

3 直接税

3.1 法人税

業者は年間の法人税納付額を見積もり、予定納税制に基づいて法人税を前納する必要があります。納付遅延や見積り金額が誤っていた場合にはペナルティが発生します。年度末には、監査済み財務諸表や税務監査報告書と共に年次報告書を提出しなければなりません。

例えばFY2020-21の場合、前払法人税は6月15日までに15%、9月15日までに45%、12月15日までに75%、3月15日までに100%に達するように納めなければなりません。

CO

PO

BO

3.2 移転価格税制

事業者は移転価格税制が適用される可能性のある国際取引に関し、適切に対応する必要があります。

これには文書作成及び勅許会計士による認証が必要です。上記取引で生じた利益はインド国内の事業者より適切に報告され、勅許会計士は対等な関係のもと業務にあたります。

CO

PO

BO

3.3 源泉徴収税

事業者は給与などの支払に対して源泉徴収が必要になります。

支払者	対象	源泉徴収(%)	納付日	申告時期
従業員	課税対象の場合*	規定に基づく*	支払日の翌月7日	四半期
契約者	年間支払額が10万ルピー (約1500米ドル) 又は 1回払い額が30000ルピー以上 (約460米ドル)	1～2%	翌月7日まで	
地主	年間賃貸料が24万ルピー以上 (約3200米ドル)	10 (工場や機械設備の場合2)		
プロフェッショナル	年間支払額が3万ルピー以上 (約460米ドル)	10		

* 詳細な課税額などについては、専門家のアドバイスを求めることを推奨します

3.4 駐在員税務

インドに赴任する駐在員は取得する報酬に対して税金を支払う義務があります。インドと本国の間結ばれている二重課税回避協定が適応される場合もありますが、基本的に課税対象となる報酬区分は現地従業員に適用されるものと同様です。各駐在員は7月31日までに政府当局に年次個人所得税申告書を提出する必要があります。またインド滞在期間が180日を超える外国人は、入国後14日以内にインド外国人地域登録局（FRRO）に登録しなければなりません。

CO	LO	PO	BO
----	----	----	----

4 間接税

4.1 関税

クロスボーダー取引を行っている事業者は、関税規程を遵守する必要があります。商品によってその要件は異なります。コンプライアンス上、税関当局による商品の通関の前に、検査と関税の納付が求められます。基本関税（BCD）は残っている一方、相殺関税（CVD）や特別追加関税（SAD）は物品サービス税（GST）に包含されています。

CO

4.2 物品サービス税（‘GST’）

GSTは物品やサービスの供給に適用されます。かつての物品税やサービス税、付加価値税（VAT）などはGSTに包含されています。事業者は月々で納税し、月次申告（一部事業者は四半期申告）を行う必要があります。

CO	PO	BO
----	----	----

5 会社秘書役コンプライアンス

インド国内の事業者はインド会社法に規定されている事項を遵守し、企業登記局(RoC)に適宜報告する必要があります。これには下記が含まれます。

事項	適用対象			
オフィスの移転	CO	LO	PO	BO
会社取締役や代表の変更	CO	LO	PO	BO
取締役会議事録や法定登記の維持	CO			
企業登記局(RoC)へ年次報告	CO	LO	PO	BO

6 労働法

雇用者は積立基金（PF）や、政府が定める年金制度の影響を考慮する必要があります。さらに、勤続年数が5年以上の従業員が退職する際には、特定の基準に則って退職金を支払います。

CO

LO

PO

BO

製造業者等は労災保険（ESI）や産業紛争法、契約労働法などに従わなければなりません。労働法の改正時には、上記など露労働法に包含される様々な要素に影響が生じます。

CO

PO

BO

7 雑則

州ごとに個別の規定が存在します。例えばカルナータカ州やマハーラーシュトラ州、タミル・ナードゥ州などのプロフェッショナル税や店舗施設法があります。

8 重要事項

規制事項	期限
会社法	
取締役会議	毎年4回開催、直近の会議との期間を120日以上空けてはならない
株主総会（‘AGM’）	会計年度末から180日以内
年次報告書（RoCへ提出）	年次総会から60日以内
税	
法人税申告	9月30日及び11月30日*
税務監査報告書	9月30日及び11月30日*
移転価格報告書	11月30日
TDS申告（源泉徴収税）	四半期ごと
個人所得税申告	7月31日
GST申告 -売上高>‘5000万ルピー) -売上高<‘5000万ルピー)	-月次** -四半期毎/月次**
コンプライアンス	
TDS納税	毎月7日
GST納税 -売上高>‘5000万ルピー) -売上高<‘5000万ルピー)	毎月20日 毎月22日、24日、25日/ 四半期毎**

*GST R 1 と GST R 3Bを含む

**州によって異なる

CO

LO

PO

BO

一般企業

連絡事務所

プロジェクトオ
フィス

支店

(1米ドル=65ルピー)

New Delhi

Tel: +91 11 4100 9999

Ahmedabad

Tel: +91 79 4891 5409

Bengaluru

Tel: +91 80 4151 0751

Chennai

Tel: +91 44 4904 8200

Gurugram

Tel: +91 124 4333 100

Hyderabad

Tel: +91 40 2776 0423

Kochi

Tel: +91 484 410 9999

Mumbai

Tel: +91 22 4921 4000

Contact: info@asa.in



Prepared by ASA Corporate Catalyst India

National Affiliates

Chandigarh, Coimbatore, Jaipur, Jammu, Kolkata, Lucknow, Ludhiana, Pune and Visakhapatnam

International Affiliates

Algeria, Argentina, Australia, Austria, Belgium, Brazil, Bulgaria, Canada, China, Denmark, Egypt, France, Finland, Germany, Hong Kong, Hungary, Israel, Italy, Japan, Luxembourg, Malaysia, Mexico, Morocco, New Zealand, Netherlands, Norway, Poland, Portugal, Romania, Saudi Arabia, Singapore, South Africa, Spain, Switzerland, Sweden, Thailand, Tunisia, Turkey, UAE, UK, USA, Vietnam